

## 宮城ワーケーション協議会要綱

第1条 宮城ワーケーション協議会（以下「協議会」という。）は、働きながら余暇を過ごすワーケーションを通じ「経済」と「人」の発展の双方向で引き上げ、これまで当たり前だった日本人の余暇に対する考え方にイノベーションを起こし「働くために休む」のではなく「休むために働く」ワークスタイル、ライフスタイルを実現するものである。

### （役割）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 年2回の例会の開催、及びオンライン勉強会の開催
- (2) 各会員のワーケーションの取り組みに関する情報発信
- (3) 会員間でのネットワーク構築

### （会員）

第3条 協議会は、次項に掲げる者から構成される。

- (1) 代表
  - 1 共同代表は2名。齊藤良太、及び櫻井亮太郎とする。
- (2) 幹事
  - 1 共同代表が指名し、承諾した者
- (3) 特別会員
  - 1 宮城県内にある宿泊施設（旅館・ホテル・簡易宿泊所・貸別荘・キャンプ場 等）
  - 2 宮城県内に本社や支店がある旅行代理店・1次交通事業者
- (4) 一般会員
  - 1 ワーケーションソリューションを持つ企業（宮城県外企業も可）
  - 2 ワーケーションに興味がある企業（宮城県外企業も可）
  - 3 宮城県内の観光・地方創生に興味がある学生
- (5) 公共団体会員
  - 1 宮城県内の地方自治体（県、市町村）
  - 2 宮城県内のDMO・観光協会・その他公的団体

### （役員）

第4条 協議会に、代表を2名共同代表として置く。

- (1) 共同代表は協議会を代表する。
- (2) それぞれの代表は、もう一名の代表を常時補佐し、片方の代表に事故があるときは、その職務を代行する。

### （事務局）

第5条 協議会の円滑な運営に資するために事務局を設ける。

- (1) 事務局は、会議の日程、協議事項等について事前に調整することができる。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は別に定める。